

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 1 3 日

別記のとおり

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長

令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて

総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行うことについては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 24 日付け国官会第 16409 号、国官技第 243 号、国営管第 528 号、国営計第 150 号、国港総第 526 号、国港技第 65 号、国空予管第 677 号、国空空技第 381 号、国空交企第 210 号、国北予第 47 号。以下「課長通知」という。）により定めたところであるが、今般、財務省より各省各庁に対して「令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」（令和 6 年 1 月 31 日付け財務省主計局法規課長事務連絡）が発出されたことから、課長通知記 9 (2)により加点措置を行わないことができることに係る運用を、下記の通り定めたので留意して取り扱われたい。

記

令和 6 年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、企業間の公平・公正な競争実施の観点から、新潟県、富山県、石川県及び福井県の県内における調達並びに競争参加資格における地域要件の対象地域がそれに準ずる調達については、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいものとする。

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 3 1 日

別記 1 のとおり

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について

標記について、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4804 号）で通知されているところですが、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 6 年 1 月 31 日付財務省法規課長事務連絡）が発出され、令和 6 年において、当該率の改定は行わない旨連絡があったので周知いたします。

なお、当該事務連絡を受け、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 24 日付国官会第 16409 号、国官技第 243 号、国営管第 528 号、国営計第 150 号、国港総第 526 号、国港技第 65 号、国空予管第 677 号、国空空技第 381 号、国空交企第 210 号、国北予第 47 号）の別紙 2、7 の 1、7 の 2 の評価基準に示す率について変更はございません。

別記 1

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿